

社会体育施設使用料改定のお知らせ



令和6年4月1日から

社会体育施設の使用料を改定いたします

受益者負担の公平性および算定方法の明確化などを図るため、「使用料・手数料算定の基本方針」に基づき、社会体育施設の使用料について、令和6年4月1日利用分から料金を改定いたします。

料金の改定内容（市内に在住の者又は在勤の者、在学の者が利用する時）

改正前						改正後					
【朝来体育館】						【朝来体育館】					
区分	午前 8時～12時	午後 12時～17時	夜間 17時～22時	昼夜間 8時～22時	備考	区分	午前 8時～12時	午後 12時～17時	夜間 17時～22時	昼夜間 8時～22時	備考
競技場(全面)	500円	750円	1,000円	2,000円		競技場(全面)	750円	1,100円	1,500円	3,000円	
競技場(半面)	400円	500円	750円	1,450円		競技場(半面)	550円	700円	1,050円	1,700円	
会議室	300円	350円	500円	1,000円		会議室	300円	350円	500円	1,000円	
卓球場	300円	350円	500円	1,000円		卓球場	300円	350円	500円	1,000円	

※会議室・卓球場の使用料の改正はありません。

※市外在住者や減免団体などの料金の詳細については、下記までお問合せください。



【問合せ先】

朝来市朝来支所
TEL : 079-677-1165